

## 令和3年10月改定 山口県土木工事施工管理基準 主たる改定概要

### 【土木工事施工管理基準】

- 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の策定による改定

### 【出来形管理基準】

- 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の策定による改定
- 「ワイヤーロープ式防護柵」の管理基準について、道路防護柵工（ガードケーブル）に準拠して適用
- 「鉄筋挿入工」の管理基準について、アンカー工に準拠して新規に追加
- 「補強土壁工の控え長さ」に（補強材の設計長）を補足
- 諸基準の改定（修正・追加）
  - 工場製作工 鋳造工（金属支承工・大型ゴム支承工）、支承工（鋼製支承・ゴム支承）、路面切削工（面管理）、固結工（スリラー攪拌工）、覆工コンクリート工、切削オーバーレイ工（面管理）

### 【品質管理基準】

- 項目の名称変更 「試験基準」→「試験時期・頻度」
- 諸基準の改定・実情に合わせ修正、試験基準の記載、誤植の修正
- 「河川・海岸土工」を「河川土工」と「海岸土工」に分離し、海岸土工の規格値を修正
- 新規追加
  - 〔鉄筋挿入工〕品質検査、定着材のフロー値試験、外観検査、圧縮強度試験、引き抜き試験、適合性試験

### 【写真管理基準】

- 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の策定による改定
- 写真の省略について、省略内容を新規に追加
- 諸基準類の改定等による修正